

65歳以上の
高齢者対象

補聴器の購入費を補助します

○目的

岡崎市では、聴力低下により閉じこもりにならないよう高齢者の外出及び地域交流等を支援し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしを続けることができるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部を補助します。

○補助対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- ① 申請日時点で、市内に住所を有している方
- ② 申請日時点で、65歳以上の方
- ③ 聴覚障がいによる身体障がい者手帳の交付を受けていない方
- ④ 耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器が必要とされた方
（基準：両耳の聴力レベルが30 dB以上70 dB未満「4分法での測定値」）
- ⑤ 市民税非課税世帯に属している方

○補助内容

20,000円を上限として、1人1回限りの補助となります。

（注意事項）

- ・補助対象は補聴器本体で新品に限るものとします。
（集音器は対象外です。）
- ・片耳、両耳問わずに上限は20,000円
- ・故障時の修理、メンテナンスなどは補助対象外
- ・耳鼻咽喉科への受診・検査費用、文書料、送料などは自己負担
- ・補助金交付申請前に購入されたものは補助対象外

○申請受付期間

申請する年度の7月1日から2月末日までを申請受付期間とします。

【裏面をご覧ください】

申請から補助金交付までの流れ

① 申請書の取得

市役所長寿課にて、補助金交付のルール説明を行います。岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付申請書および医師意見書（岡崎市指定の様式）をお渡しします。

市役所にお越しになれない場合は、お電話にてお問い合わせください。

② 医療機関への受診

医師意見書を持参し、耳鼻咽喉科へ受診してください。

医師に補聴器の使用が必要と認められた時は、医師意見書に必要事項の記入をお願いしてください。

※受診料、検査料、文書料等は自己負担になります。

③ 補聴器見積書の取得

補聴器の見積書を「認定補聴器専門店」にて取得してください。

④ 岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付申請書と医師意見書の提出

岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付申請書と医師が作成した医師意見書、補聴器の見積書、同一世帯全員分の非課税証明書を長寿課に提出してください。

⑤ 補助金交付（不交付）決定

④の内容を審査し、補助金交付（不交付）の決定通知を送付します。交付決定者に限り、実績報告書の様式を同封しお送りします。

⑥ 補聴器の購入と領収書の取得

補聴器は「認定補聴器専門店」にて購入し、購入店舗から領収書をもらってください。（※宛名は申請者本人に限ります。）

⑦ 岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金実績報告書の提出

申請者本人名義の振込先のわかる口座要事項等を記入してください。（交付決定日から30日以内に実績報告書を提出してください。）

⑧ 補助金の交付額の決定および交付

実績報告書を提出後、概ね1か月後に指定口座に補助金を振り込みます。